

平成 30 年 6 月 19 日

この度の大阪府北部を震源とする地震による被害を受けられた皆様へ

エイ・ワン少額短期保険株式会社

この度の大阪府北部を震源とする地震による被害を受けられた皆さまに心からのお見舞いを申し上げます。

当社では、この度の被害により、災害救助法が適用された地域のお客さまからお申し出があった場合、下記の特別措置を講じてのご対応をさせていただきます。

保険料払込猶予期間の特別措置

○お申し出により、一定の保険料払込猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。

○特別措置の適用をご希望のお客さまは、以下のフリーダイヤルへご連絡ください。

○お客さま専用フリーダイヤル **0120-33-1788**

※ 受付時間：月-金 10時から17時まで(土・日・祝日・年末年始休業期間を除く)

適用都道府県 大阪府

適用地域 大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、箕面市、摂津市、四条畷市、交野市、三島郡島本町

適用日 平成 30 年 6 月 18 日

以上